

令和元年第3回広尾町議会定例会 第3号

令和元年9月13日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 認定第 1 号 平成30年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 3 認定第 2 号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第 3 号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第 4 号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第 5 号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 6 号 平成30年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 7 号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 8 号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 9 号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 11 認定第10号 平成30年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 12 発議第 9 号 市町村へのプラごみ対策の押し付けをやめ、ごみを出さないシステム確立を求める意見書の提出について
- 13 発議第10号 地域交通・生活交通の維持・確保に係る支援に関する意見書の提出について
- 14 発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 15 発委第 3 号 閉会中の委員会継続調査について
- 16 発議第12号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

1 番 浜 野 隆	2 番 萬亀山 ちず子
3 番 北 藤 利 通	4 番 前 崎 茂
5 番 志 村 國 昭	6 番 山 谷 照 夫
7 番 星 加 廣 保	8 番 渡 辺 富久馬
9 番 小 田 英 勝	10 番 小 田 雅 二
11 番 旗 手 恵 子	12 番 浜 頭 勝
13 番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副町	長	田	中	章
会計管理	者	山	崎	彦
兼出納室	長	山	崎	彦
総務課	長	白	石	基
総務課長補佐		柏	崎	香子
併総務課参事		西	内	努
併総務課主幹		折	笠	博和
併総務課主幹		山	岸	雄一
企画課	長	雄	谷	幸裕
企画課長補佐		及	川	隆之
住民課	長	齊	藤	美津雄
住民課長補佐		佐	藤	直美
住民課長補佐		楠	本	直美
兼住民課長補佐		村	上	洋子
保健福祉課	長	宝	泉	大
兼老人福祉センター	所長	宝	泉	大
兼地域包括支援センター	長	宝	泉	大
健康管理センター	長	村	上	洋子
保健福祉課子育て支援室	長	浜	頭	力
保健福祉課子育て支援室長補佐		山	崎	義和
認定こども園ひろお保育園	長	道		尚子
認定こども園ひろお保育園副園長		成	田	まゆみ
兼豊似保育所	所長	成	田	まゆみ
特別養護老人ホーム	所長	金	石	輝義
特別養護老人ホーム	次長	佐	藤	清美
兼養護老人ホーム	所長	金	石	輝義
兼養護老人ホーム	次長	佐	藤	清美
農林課	長	平		浩則
農林課長補佐		寺	井	真
兼町営牧場	長	平		浩則
水産商工観光課	長	室	谷	直宏
建設水道課	長	前	田	憲一
建設水道課主幹		北	藤	盛通

兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港 湾 課 長	森	谷		亨
港 湾 課 長 補 佐	安	岡	伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	山	畑	裕	貴
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	小	川	浩	司
図 書 館 長	奥	村	京	子
兼 海 洋 博 物 館 長	小	川	浩	司

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	道		淳	一

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今	村	弘	美
事 務 局 長	西	脇	秀	司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道		淳	一
事 務 局 次 長	保	坂	一	也
総 務 係 主 事	西	村		萌

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、志村國昭議員、10番、小田^{おだ}雅二議員を指名します。

◎日程第2 認定第1号～日程第11 認定第10号

1、議長（堀田） 日程第2、認定第1号 平成30年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、認定第10号 平成30年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

本件10件は、決算審査特別委員会に付託されたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、山谷照夫議員、登壇の上、報告願います。

1、決算審査特別委員会委員長（山谷） 決算審査特別委員会審査報告書。

令和元年第3回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会開催日、令和元年9月6日金曜日、11日水曜日、12日木曜日であります。

2、事件及び審査の結果であります。審査の結果、認定第1号から認定第10号までの10件を認定すべきと決定しました。

以上、決算審査特別委員会審査報告書といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 平成30年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 認定第1号 平成30年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

本町の高齢化率は平成 22 年度の 28.9%から本年 3 月末で 38.4%まで伸長し、加えて 200 万円未満の年金収入階層は、平成 22 年度の 63.4%から 75.2%と、10 ポイント以上も増加しております。今後、さらなる年金等が引き下げも予定されており、消費購買力の低下で、本町の経済活動は、ますます厳しさが増すことが予測されます。このような経済環境のもと、社会的弱者と言われる高齢者や障がい者、さらには低所得者などの生活を支え、住民の福祉向上を図っていかなければならないところであります。

このような状況のもとで、十勝市町村税滞納整理機構の収納率は、平成 30 年度は 20.9%と、平成 28 年度の 39%から低率となっており、当機構に依拠しなくても、従前の徴収体制でも十分収納率の向上は図れるものであり、見直す時期に来ております。

本町の財政状況が大変厳しい中、公衆浴場利用料の値上げなどによる町民生活にしわ寄せが行く中、子ども農山漁村交流ホームステイ事業に 823 万円の事業費で荒川区の子どもたちの旅費、滞在費を本町が負担することは、町民の理解が得られません。派遣する自治体もしくは参加者が負担すべきものであります。

加えて、183 万円を超える業務委託費は、削減、見直しを図るべきであります。西海市との交流事業の児童参加者 1 人当たりの負担金 2 万 7,000 円を軽減することこそ、政策的優先課題であります。財源はふるさと納税だからではなく、夕張市や上士幌町などの他の町と同じように、ふるさと納税寄附金は、広尾町の子どものため、高齢者の教育、福祉のために活用するシステムに変える必要があります。

また、全国で本町だけとされる政治家個人の記念館の運営は、速やかに見直すべきであります。よって、本決算の認定に反対をするものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

3 番、北藤利通議員、登壇願います。

1、3 番（北藤） 私は、平成 30 年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

平成 30 年度は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ、子育て支援として医療費の助成など、さらには地域福祉、新たなる病院体制の構築、健康予防など、安心して暮らすことができるまちづくりに努めた内容であります。

また、平成 30 年は、広尾町が開町してから 150 年となる節目の年として記念事業を幅広く実施し、次の世代に未来を引き継ぐ内容でありました。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金の状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

10 番、小田^{おだ}雅二議員、登壇願います。

1、10 番（小田） 私は、今回の決算認定については、次の理由をもって反対させていただきます。

まずもって、子ども農山漁村交流事業、いわゆるホームステイ事業に約 820 万円、それもこれに係る人件費、物件費等を含めると約 1,200 万円強という予算が使われました。

さきの議会報告会のコミセンの会場においては、参加者の一人からこの事業について次のような質問がありました。「何で荒川区の子どもたちにこれまでのことをするのだ。広尾の子どもたちはどうするのだ」という、ほぼ怒りに満ちた質問でありました。

財源がふるさと納税であるかないか、それとは関係なく広尾町の予算とは広尾の町そのもの、そして広尾町に住む人々、そして広尾町の子どもたちのために使われるというのが大前提であり、この当たり前のルールが今回の決算においても破られています。広尾町の子どもたちではない、この荒川区の子どもたちだけを対象とするような事業は、改めて言いますが、前代未聞の事業として私は考えます。広尾町の議会として、このような事業に対する認定について論議すること自体、問題があります。

何度も言いましたように、荒川区の区議会ではなく、広尾町の町民のためのこの議会、この町のための予算であるべきであります。財政が厳しいというのであれば、即刻このようなほかの自治体のための事業は、規模の縮小あるいは多額のコンサルタント料に予算を使わず、何とかやりくりできることを検討すべきであります。

また、決算全体についても言えることがあります。数年前から財政が大変厳しいからという理由で、いろんな道路を含めインフラ整備の先送りをしてきたこと、そのことを忘れてはいないでしょうか。ますます、「最小の予算で最大の効果」という言葉がありますが、本来であれば、この決算において実施の段階での削減や方法を変える、そういう工夫を凝らして執行した部分、そういうものがほとんど見当たらないと思います。

昨日、港まつりの花火の打ち上げについても質問させていただきましたが、長い間、同じように、その前その前その前の年と同じ全く丸投げ的な、そしてイコールの金額の支出が多くあります。これでは、とても財政が厳しいからどうのこうのという話にはなりません。改善あるいは工夫という言葉とは無縁の決算だと思います。

以上の理由から、この決算認定に反対させていただきます。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、これをもって討論を終了します。

これより認定第 1 号 平成 30 年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第3号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番(旗手) 認定第5号 平成30年度国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は、平成30年4月から都道府県化に移行しました。新制度は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険料が高いという構造問題は何も変わっていません。

国保事業の困難は、国保に対する国の負担割合を減らしてきたことにあります。北海道は6年後までにこの赤字を解消する計画を市町村に求め、本町は5年で解消することにしました。その結果、限度額89万円を93万円に4万円引き上げ、負担増をもたらすことになりました。

加えて、国民健康保険は、子どもを含め世帯内の加入者数に応じて賦課される均等割があります。これは子育て支援に逆行すると、これを軽減・免除する自治体も生まれています。全国知事会も子育て支援の観点から、子どもに係る保険料均等割の軽減を国に要請しています。

そのような状況にあつて本町は、国・道の提案に異論を唱えることなく従うべきではないと思います。

広尾町は、新制度になっても賦課・徴収の権限を有しています。町民の目線に立った施策、対応が求められることから、本決算認定に反対いたします。

1、議長(堀田) 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

3番、北藤利通議員、登壇願います。

1、3番(北藤) 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険事業につきましては、北海道が財政運営の責任主体となり、本町とともに国民皆保険を持続可能なものとするため、健全で安定的な維持運営を図り、町民の医療確保と健康の保持増進に努めているものであります。

被保険者1人当たりの保険税は増額となっていますが、所得の低い世帯には配慮された保険税率となっております。また、保険税軽減が拡大されております。

本決算は、国民健康保険事業の運営に必要な経費で、適正な会計運営がされているところから、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第5号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 平成30年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 平成30年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第8号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番(旗手) 認定第8号 平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論を行います。

本町の年金収入階層別人数は、平成29年度、120万円未満47.1%、120万円以上160万円未満11.8%、160万円以上200万円未満14.7%、73.6%が200万円未満という状況です。

北海道後期高齢者医療は、全国的に見て所得が低いのに、保険料が極めて高い北海道の実態が明らかになっています。平成29年度の保険料決定の際には、財政安定化基金の積み増し、繰入額は192億円でしたが、平成30年度の繰入額は157億円にとどまっていることが保険料率の引き上げにつながりました。

本町の後期高齢者の経済状況から見て、平成30年度の保険料引き上げは過重過ぎたことから本決算に反対いたします。

1、議長(堀田) 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

3番、北藤利通議員、登壇願います。

1、3番(北藤) 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者に対する医療・介護サービスの質の維持、向上することを目的に開始され、低所得者に対する軽減措置を講じるなどの幾多の制度改正を行い、制度が定着してきているところであり、高齢者の方の医療を国民みんなで支え合う医療保険制度であります。

この制度を運営する広域連合に加入している町として、平成30年度の予算執行については必要な経費であり、適正な会計運営がなされていることから、本決算に賛成するものであります。

1、議長(堀田) これをもって討論を終了します。

これより認定第8号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第9号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第10号 平成30年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第10号 平成30年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

◎日程第12 発議第9号

1、議長(堀田) 日程第12、発議第9号 市町村へのプラごみ対策の押し付けをやめ、ごみを出さないシステム確立を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番(旗手) 発議第9号 市町村へのプラごみ対策の押し付けをやめ、ごみを出さないシステム確立を求める意見書の提出について。

会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

意見書の内容です。

海洋プラスチックごみをはじめとするプラごみの生態系への影響が深刻化する中、その対策は地球環境の将来を左右する重要課題である。

国連環境計画（UNEP）は2018年、プラごみの廃棄量が年間約3億トンに及ぶという推計を発表し、そのうち800万トン以上が海に流出していると言われている。特に、5ミリ以下の「マイクロプラスチック」や、洗顔料、化粧品などに使用されている「マイクロビーズ」を魚や鳥、動物が飲み込み、人体への影響も危惧され、国際社会では、使い捨てプラ製品の製造・販売・流通の禁止に踏み込む流れが強まっている。

2018年、カナダで開かれた主要7か国首脳会議（G7）でも大きな議題の一つとなり、「海洋プラスチック憲章」がまとめられ、英・仏・独・伊とカナダが署名した。海のプラごみ量を減らすために、2030年までに全てのプラ製品を再利用可能か、リサイクル可能なものにする、不必要な使い捨てプラ使用を大幅削減し代替品も環境への影響を考慮する、などを盛り込み、期限と数値と具体的対策を示したものであるが、日本と米国が署名をしなかった。

本年5月、政府は「プラスチック資源循環戦略」を策定した。また、大阪での20か国・地域首脳会議（G20）では、2050年までに海洋プラごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を採択したが、環境NGOから、達成期限が遅過ぎることなど「不十分」と指摘されている。

日本は、1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量が米国に次いで2番目に多く、年間900万トンのプラごみを排出し、約100万トンを東南アジアに輸出している。ところが輸出された大量のプラごみが、きちんと処理されず、環境や海洋汚染を引き起こしていることが明らかになった。

バーゼル条約が改定され、汚れたプラごみは国内処理が原則となり、東南アジアの諸国が輸入中止に踏み出している。中国も2017年末に輸入禁止したため、日本国内の処理が追いつかず、プラごみが保管場所に山積みになったり、不法投棄されたりするケースが相次いでいる。特にプラごみの8割近くを占める産業廃棄物には、対応しきれていない状態である。

政府は、生産者責任を曖昧にして、一般廃棄物を燃やす自治体の焼却施設で広域の産廃も燃やすことを押しつけようとしているが、域外の産廃受け入れなど、住民の理解を得ることは困難である。

よって、国の責任において、生産の段階からプラごみ減量対策に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。

提出先は、記載のとおりです。

賛同方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第10号

1、議長(堀田) 日程第13、発議第10号 地域交通・生活交通の維持・確保に係る支援に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番(前崎) 発議第10号 地域交通・生活交通の維持・確保に係る支援に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

意見書の内容であります。

我が国は、2010年より死亡数が出生数を上回り人口減少が進み、北海道の人口は1998年の569万3,495人をピークに人口減少が続いている。

十勝管内においても広尾町を含む多くの自治体が人口減少と少子高齢化が進んでいる。

このような状況のもと、地域住民の足となる地域交通・生活路線のバスの役割は非常に大きくなっている。しかし、地域路線バスを維持するための「地域間幹線系統確保維持費補助金」は、平均乗車密度が低くなればなるほど補助金が削減されるなど、地域住民の足を守るという趣旨に逆行している制度となっている。

また、「地域間幹線系統確保維持費補助金」は、路線バスの経常費用の見込額の20分の9を上限として国と道から交付がされるが、広尾町と帯広市を結ぶ「広尾線」は、近年、平均乗車密度が4.5人前後で推移しており、国の基準値の5人を下回っているため、補助金が上限額より1割以上減額されている。今後さらに平均乗車密度が低くなると、補助金の減額幅が増加することになる。

補助金交付以外の赤字分については、沿線自治体の走行距離に応じて負担しているが、広尾町の負担額は、平成22年度の23万4,000円から平成30年度は2,230万9,000円、令和元年度は2,669万2,000円が見込まれている。

今後も負担額が増加すると見込まれるが、これ以上の負担は自治体財政にとっても限界であり、次のことを強く要望する。

1、沿線市町村の負担軽減、地域住民の生活に不可欠な地方路線バスを維持・確保するため、「地

域間幹線系統確保維持費補助金」の現行補助対象経費の上限額を引き上げること。

2、平均乗車密度が年間1便当たり5人を下回ると減額される、「地域間幹線系統確保維持費補助金」の減額措置を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。

議決方よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第11号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木

造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けた施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発委第3号

1、議長（堀田） 日程第15、発委第3号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

道事務局長。

1、議会事務局長（道） 発委第3号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和元年第3回定例会終了後から令和元年第4回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、（1）、胆振東部地震における被害及び復興状況並びに被災者支援の状況について。

産業常任委員会、（1）、北海道における電力の安定供給に向けた取り組みについて。

議会運営委員会、（1）、議会の運営に関する事項について、（2）、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、（3）、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第16 発議第12号

1、議長（堀田） 日程第16、発議第12号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

道事務局長。

1、議会事務局長（道） 発議第12号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、十勝町村議会議長会議員研修会。

（1）、目的、議員活動研さんのため。

（2）、派遣場所、足寄町であります。

（3）、期間、令和元年10月28日。

（4）、派遣議員、全議員であります。

以上です。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて、令和元年第3回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時45分